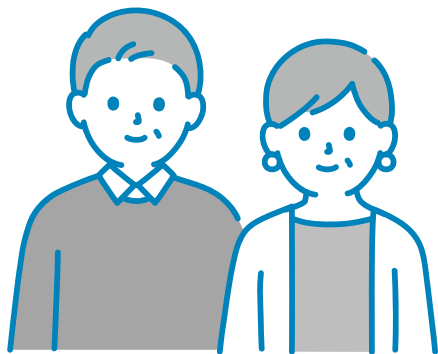




活用しよう！ 介護保険サービス

●申請窓口 役場ふくし課 内線127

●問い合わせ 知多北部広域連合 事業課給付係 ☎052-689-2263

表1 収入に応じた預貯金等の基準額

利用者負担段階	預貯金等の基準額 ^{※2}
第1段階 生活保護または 老齢福祉年金 受給者	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円
第2段階 年金収入等 ^{※1} 80.9万円以下の方	単身 650万円 夫婦 1,650万円
第3段階① 年金収入等80.9万円超 120万円以下の方	単身 550万円 夫婦 1,550万円
第3段階② 年金収入等 120万円超の方	単身 500万円 夫婦 1,500万円

※1 公的年金収入金額(非課税年金を含みます)
+その他の合計所得金額

※2 2号被保険者の基準額は、単身1,000万円
以下、夫婦2,000万円以下

利用者負担の軽減制度

介護保険では、利用者負担の軽減制度があります。対象者は役場ふくし課で手続きをしてください。対象者としてすでに認定を受けている方も、更新手続きが必要です。

1 特定入所者介護(介護予防)サービス費による軽減制度

所得の低い方の施設利用が困難とならないように、所得に応じた利用者負担段階によって負担限度額が決められ、食費・居住(滞在)費が軽減されます。負担限度額を超えた分は、特定入

所者介護(予防)サービス費が支給されます。

●対象(すべてに該当)

- ・本人および世帯全員が住民税非課税
- ・配偶者が別世帯の場合は、その配偶者も住民税非課税

●対象施設・サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設

・介護療養型医療施設

・介護医療院

- ・ショートステイ(短期入所生活介護および短期入所療養介護(介護予防も含む))

2 社会福祉法人などによる低所得者負担軽減制度

著しく生計が困難な方がサービスを利用する場合に、利用者負担を軽減する法人等があります。軽減実施法人および対象サービスについては、役場ふくし課または知多北部広域連合へ問い合わせてください。

3 災害などによる利用者負担減免制度

次の要件に該当する場合、介護サービスなど(総合事業は一部対象外)を利用した際の利用者負担額が減免されることがあります。

- ・災害などにより、住宅、家財に半壊以上の損害を受けたとき
- ・主たる生計維持者が死亡し、生計が著しく困難となったとき
- ・疾病、障がいなどにより主たる生計維持者の年間所得見込額が前年の2分の1

以下に減少し、生計が著しく困難となったとき

知多北部広域連合の利用者負担減免制度

4

介護保険料の所得段階が第1、第2、第3段階の方で、次の減免対象要件に該当する場合、介護サービスなど(総合事業は一部対象外)を利用した際の利用者負担額が減免されます。

●対象(すべてに該当)

- ・知多北部広域連合の被保険者
- ・住民税課税者に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

●減免割合

利用者負担額のうち、介護保険料の所得段階が第1段階の方は4分の3、第2および第3段階の方は2分の1を減免(算出条件あり)

無料、予約制

介護サービス 利用に関する 法律相談

●と き

6月5日(木)
午後1時30分～4時30分

●ところ 大府市役所

●内 容

介護サービスの利用上で
生じたサービス事業者との
トラブルに関する相談で、
法律問題を含むもの
※同一案件3回まで

●対 象

知多北部広域連合から要
介護または要支援の認定
を受けた被保険者および
その介護者

●定 員 6名(先着順)

●応対者

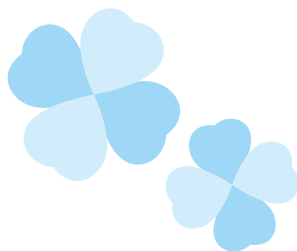
熊田法律事務所弁護士

●申込み

5月8日(木)～21日(水)
の平日午前8時30分～午
後5時に電話で問い合わ
せ先へ
※相談したい内容を具体
的に整理しておくこと

●問い合わせ

知多北部広域連合
総務課
☎052-689-1651



高額介護(予防)サービス 費などの支給

同じ月に利用した介護保
険サービスの利用者負担額
が上限額を超えた場合は、
高額介護(予防)サービス費
または高額介護予防サービ
ス費相当支給費として知多
北部広域連合から支給され
ます。

●対象の利用者負担額

介護サービス費用の自己
負担分に限る
※福祉用具購入費・住宅改
修費の自己負担分、食
費・居住費、日常生活費、
総合事業の一部の費用な
どは対象外
●申請方法
支給対象となる可能性が

ある方には、知多北部広域
連合から「高額介護(予防)
サービス費等給付のお知らせ」
を送付しますので、申
請書を役場ふくし課に提出
してください。

●注意

・高額介護(介護予防)サー
ビス費および高額介護予
防サービス費相当支給費
は、介護サービス利用月
の翌月の初日から2年で
時効となり、申請不可
※例：令和7年5月に発行
するお知らせの高額介護
サービス費等は、令和9
年5月末までに申請が無
いと申請不可
・申請手続きは初回のみで、
2回目以降は不要

・同一世帯で複数の方が介
護保険のサービスを利用
している場合は、世帯内
の利用者全員の申請が必
要。すでに世帯の一部の
利用者の方が支給を受け
ている場合は、新たに対
象となる方のみ申請書を
提出

福祉用具購入費・ 住宅改修費の給付制度

介護保険の被保険者で要
支援・要介護認定を受けて
いる方が、福祉用具を購入
したり、住宅改修を行った
りしたとき(事前協議が必
要)に申請をすると、その
費用の一部が福祉用具購入
費または住宅改修費として

介護保険から給付されるこ
とがあります。

▼償還払い

被保険者が購入費または
工事費の全額を一旦業者
に支払い、その後、知多
北部広域連合に保険対象
分の9割、8割または7
割を申請する方法

▼受領委任払い

被保険者は購入費または
工事費の保険対象分の1
割、2割または3割を事
業者に支払い、その後、
申請により保険対象分の
9割、8割または7割を
知多北部広域連合から事
業者に支払う方法
※特定福祉用具購入や住宅
改修の代金を完済した日

の翌日から、2年間経過
すると請求不可

●申請方法

▼福祉用具購入費の申請

特定福祉用具購入後、支
給申請書を役場ふくし課
へ提出

▼住宅改修費の支給申請

- ①改修工事を行う前に事前
協議書を役場ふくし課へ
提出
- ②事前協議書の結果通知を
受け取った後、改修工事
着工
- ③工事完了後、支給申請書
を役場ふくし課へ提出